

石綿規制 使用全建物に

改正案概要 解体時、飛散防止義務

政府が建物解体時における

アスベスト(石綿)対策

強化のため、20日召集予定

の通常国会に提出する大気

汚染防止法改正案の概要が

3日、分かった。規制対象

を広げ、石綿が使われた全

ての建物の解体・改修時に

飛散防止対策を義務付け

る。老朽化した建築物の解

体工事件数が令和10年ごろ

にピークを迎えることされる

のを踏まえ、安全対策の実

効性を高める狙いがある。

現在は石綿が表面に吹き

付けられた建材や、石綿を

含む断熱材など飛散リスク

が高い建材を取り壊す際に

限り、作業場の隔離や排気

装置の設置を義務付けてい

る。

ただ、環境省の実態調査

で石綿が練り込まれた建材

の解体作業でも石綿が飛散

する事例が確認されたこと

から、改正案では規制対象

を拡大する。住宅や病院な

どの建物で天井や壁の内装

材として使われているスレ

ート板などの建材の解体・

改修工事を新たに対象と

し、施工者に事前調査など

も義務付ける。

また、元請け業者に対

し、工事の施工前に石綿が

使用されているかを調べ、

調査記録の保存を義務化す

る。工事現場を事前に幅広

く把握して石綿建材の見落

としを防ぐため、一定規模

の建物を解体する際は石綿

を含む建材の有無にかかわ

らず、都道府県に調査結果

の届け出を求める。

隔離や排気装置を設置せ

ずに石綿建材の撤去を行っ

た者に対する罰則も設け

る。元請け業者に加え、下

請け業者にも作業基準の順

守義務を適用する。

石綿は耐火性に優れ、工

場や住宅などで広く使われ

てきたが、飛散した細い繊

維を吸い込むと中皮腫や肺

がんを引き起こす恐れがあ

る。国際労働機関(ILO)

などが1972(昭和

47)年に発がん性を認め、

日本では平成18年に使用が

禁止された。